

青森県報

号外第八十四号

令和七年
十月六日
(月曜日)

目 次

規 則

○青森県再生可能エネルギー共生税条例の施行期日を定める

規則……………(税 務 課) ……一

○青森県再生可能エネルギー共生税条例施行規則……………(同) ……一

規 則

青森県再生可能エネルギー共生税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年十月六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第五十一号

青森県再生可能エネルギー共生税条例の施行期日を定める規則

青森県再生可能エネルギー共生税条例（令和七年三月青森県条例第一号）の施行期日は、令和七年十月七日とする。

青森県再生可能エネルギー共生税条例施行規則をここに公布する。

令和七年十月六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第五十二号

青森県再生可能エネルギー共生税条例施行規則

(趣旨)

第一条 青森県再生可能エネルギー共生税条例（令和七年三月青森県条例第一号。以下「条例」という。）の施行については、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(申告書の様式)

第二条 条例第九条の申告書は、別記様式による。

附 則

この規則は、令和七年十月七日から施行する。

再生可能エネルギー共生税申告書

受付印

年 月 日

※ 処理事項

発信年月日

確認

徴収番号

県税事務所長 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

個人番号又は法人番号

この申告の担当部署名及び担当者氏名並びに電話番号

課税標準に関する明細

別紙のとおり

備考

- 注 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

課税標準に関する明細

再生可能エネルギー発電施設の名 称		枚のうち 枚 目	
再生可能エネルギー発電施設 の 所 在 地			
再生可能エネルギー源の種類			
総 発 電 出 力 （ k W ）			
事 業 開 始 年 月 日		年 月 日	
区 分	設 置 面 積 （ m ² ）	備 考	
地 域 ①			
地 域 ②			
地 域 ③			
県 の 区 域 外 ④			
合 計	①+②+③+④		

- 注 1 再生可能エネルギー発電施設ごとに別様とすること。
- 2 「総発電出力（kW）」欄には、再生可能エネルギー発電施設の総発電出力を記載し、これを証する書面を添付すること。
- 3 「事業開始年月日」欄には、再生可能エネルギー発電施設を事業の用に供した年月日を記載し、これを証する書面を添付すること。
- 4 「地域区分」欄には、再生可能エネルギー発電施設が設置された土地の地域（青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例第7条第1項に定める地域をいう。以下同じ。）を記載すること。
- 5 「設置面積（㎡）」欄には、再生可能エネルギー発電施設の設置が県の区域の内外又は複数の地域にわたる場合、県の区域外又はそれぞれの地域における再生可能エネルギー発電施設の設置面積を記載し、これを証する書面を添付すること。
- 6 「備考」欄には、地域ごとの再生可能エネルギー発電施設の出力が明らかな場合、当該地域ごとの再生可能エネルギー発電施設の出力を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。